



消費生活センター かわら版



- ご存じですか?クーリング・オフ ●防犯機能付き電話機等の購入費用を補助します
- クーリング・オフ書面の書き方 ●出前講座を利用しませんか?

令和5年7月発行

ご存じですか?クーリング・オフ

クーリング・オフとは、訪問販売など不意打ち性のある取引において、いったん契約した場合でも、頭を冷やし考え直すため、契約書面を受け取った日から一定期間は理由なしで契約を解除できる制度です。

<クーリング・オフの条件>

- ★法律で定められた**契約書面を受け取った日から8日**(マルチ商法、内職商法、モニター商法は**20日**)以内に事業者へ通知すること。
クーリング・オフ期間内に送付すれば事業者へ届くのが期間後でもクーリング・オフできます。
- ★3,000円未満のものを現金で買った場合はクーリング・オフできません。
- ★化粧品や健康食品などの消耗品は、開封したり一部消費するとクーリング・オフできなくなる場合があります。
- ★通信販売や自動車の契約はクーリング・オフができません。
※通信販売では事業者の返品ルールに従うのが原則です。ルール(返品特約)の表示がない場合は、商品が届いてから8日以内なら送料を消費者が負担することで返品可能です。

クーリング・オフ



消費者庁イラスト集より

～クーリング・オフが可能な主な取引と期間～

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	家庭訪問販売、職場訪問販売、キャッチセールス(事業者が路上などで声をかけて店や営業所に連れて行き勧誘する)、アポイントメントセールス(販売目的を隠して電話やメールで呼び出して勧誘する)等による契約	8日間
電話勧誘販売	事業者からの電話勧誘で申し込んだ契約 電子メールやSNSのダイレクトメールを用いて勧誘する契約 Web会議システムを用いて勧誘する契約	8日間
連鎖販売取引(ネットワークビジネス) (マルチ・マルチまがい商法)	他の人を勧誘して組織に加入させると、収入が得られると言って商品やサービスを買わせる契約	20日間
特定継続的役務提供	5万円を超え、かつ一定の期間を超える、エステティック、美容医療の一部、語学教室、パソコン教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービスの契約	8日間
業務提供誘因販売取引 (内職商法、モニター商法)	仕事を提供するので収入が得られると勧誘し、仕事に必要なだからと商品やサービスを買わせる契約	20日間
訪問購入	購入業者が、個人宅など営業所以外で消費者から貴金属などの商品を買取る契約(除外商品:自動車、大型家電、家具、本、CD・DVD・ゲームソフト、有価証券)	8日間

クーリング・オフの手続き方法

★通知は、ハガキの他に、電磁的記録(電子メール、事業者のサイトのクーリング・オフ専用フォーム、SNS、ファックス等)で行います。

ハガキで通知する場合

(表)

郵便はがき	
☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
切手	
特定記録郵便	
氏名	住所
販売会社名(クレジット会社名)	
販売会社住所(クレジット会社住所)	
代表者様	

販売会社宛て

(裏)

契約解除通知書	
契約年月日	〇年〇月〇日
商品名	
契約金額	円
販売会社名	
(担当者名)	
上記日付の契約は解除します。 なお、支払い済の 〇〇円を返金し、 商品を引き取ってください。※1	
〇年〇月〇日※2	
(契約者)	
住所	
氏名	

クレジット会社宛て

(裏)

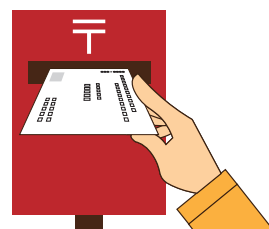
契約解除通知書	
契約年月日	〇年〇月〇日
商品名	
契約金額	円
販売会社名	
(担当者名)	
上記日付の契約は解除します。	
〇年〇月〇日※2	
(契約者)	
住所	
氏名	

※1 訪問買取りで商品を引き渡したときは「引き渡し済みの〇〇を返還してください」とします。

※2 ハガキを送付する日付

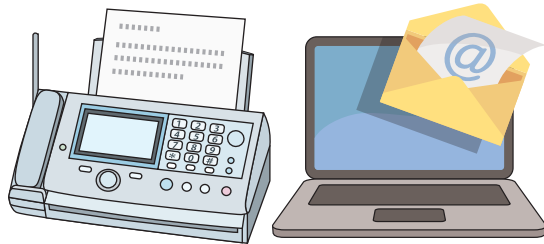
手続き方法

- ① ハガキを書いて、両面をコピーし保管します。
- ② 通知した証拠が残るように、郵便局から「特定記録郵便」で出し、受領証を保管しましょう。
- ③ クレジット契約をした場合は、クレジット会社にも同内容のハガキを書いて同時に出しましょう。



電磁的記録(電子メール、ファックスなど)で通知する場合

- ①電磁的記録による場合も、記載事項はハガキと同じです。
- ②契約書面を確認し、電磁的記録によるクーリング・オフの通知先や、具体的な通知方法が記載されている場合には、それを参照して通知しましょう。
- ③送信したメールや、ウェブサイト上のクーリング・オフ専用フォーム等の画面はスクリーンショットで保存しておきましょう。



クーリング・オフの効果

- ★契約が最初からなかったことになります。
- ★支払った金額は全額返金されます。
- ★商品を受け取っている場合は事業者負担で引き取ってもらえます。
- ★損害賠償、解約料、違約金、手数料、使用料などは請求されません。

クーリング・オフ妨害があった場合

クーリング・オフが出来る契約なのに「クーリング・オフはできません」と言われたり、脅されて手続きができなかったなどのように、クーリング・オフ妨害があれば、期日を過ぎてもクーリング・オフが可能です。

- ★送付の記録や関係書類は少なくとも5年間は保存してください。
- ★クーリング・オフができる取引かどうか不明なときや、書き方や手続き方法が分からないときは、すぐに消費生活センターにご相談ください。

消費生活センターが休みの時は
消費者ホットライン **188** にご相談ください

防犯機能付き電話機等購入補助金

65歳以上の市民の方に
購入費用の2分の1(上限5,000円)を補助します!

綴喜防犯協会の補助(2,000円)とWでお得!

「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」など、特殊詐欺被害のほとんどは、自宅の固定電話に直接出たことがきっかけとなっています。

**詐欺被害防止には
防犯機能付き電話機が有効です!!**

※詳しくは、下記までお問い合わせください。

京田辺市消費生活センター(☎64-1319)

綴喜防犯協会 事務所: 田辺警察署(☎63-0110)



申込期限:12月28日(木)!

● 出前講座を利用しませんか？ ●

スマホの普及でインターネット取引の機会が増えて、悪質商法がますます巧妙に、身近に迫ってきています。被害を最小限に防ぐためには、具体的な手口や対処法を知っておくことが有効です。

地域の皆さんで集まって、パワーアップしませんか？

京田辺市出前講座〈メニュー〉

① あなたは大丈夫？
悪質商法にご用心！（市民一般向け）

② 高齢者をねらう悪質商法
（見守りの方向け）

③ インターネットトラブルあれこれ

- ご参加は10人以上から
- 区・自治会、老人クラブ等の地域活動でどうぞ！



詳細はこちら

体験型！スマホトラブル ミニ出前講座

講師・スタッフが、申込者の用意した会場に出向く新タイプ！

実際に、自分のスマホを使って学びましょう。

- ・ 記事か広告か？を見分けるヒント
- ・ 詐欺的サイトを見分けるヒント
- ・ 「特定商取引法にもとづく表記」を探してみよう
- ・ 「スクリーンショット」の活用法
- ・ ショートメッセージを見分けるヒント など



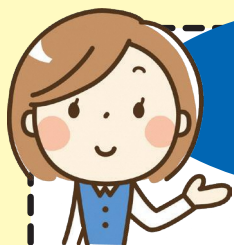
※スマホの操作習得が主目的の講座ではありません。

- 所要時間：平日の1時間30分～2時間程度
- 定員：2～5人まで
- 会場：市内（個人宅を除く）

例：公民館や区・自治会の会館など
お困りの際は当センターにご相談ください。



詳細はこちら



一人で悩まず
早めに相談！

京田辺市消費生活センター

☎ 0774-63-1240

【平日】9時～12時・13時～16時

市役所3階 産業振興課内

（事務専用）0774-64-1319

（FAX） 0774-64-1359

